

(第3号様式)

平成 年 月 日

奄美大島ねこ対策協議会長 殿

住 所

氏 名

印

電話番号

誓 約 書 (飼 養 者)

奄美大島ねこ対策協議会(以下、「協議会」という)の実施するノネコの譲渡事業に協力し、下記について遵守することを約束します。

記

- 1 譲渡個体を原則、センターに引取りに行きます。
- 2 動物の飼養に関する法令等を遵守し、譲渡される動物を終生にわたり適正に室内飼養します。
奄美大島において飼養する場合は、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例も遵守します。
- 3 過去に保健所に犬猫の引取りを依頼したことはありません。
- 4 譲渡に係る経費(治療費・マイクロチップ装着費・輸送費等)を負担します(不妊去勢手術費・検査費除く)。
- 5 やむを得なく譲渡前に不妊去勢手術ができない場合は、譲渡後1カ月以内に、必ず手術を行い、証明書を提出します。
- 6 譲渡個体が、ノネコであることを理解しています(飼い方が難しいこと・年齢が不明であること等)。
- 7 譲渡個体が、あらゆる疾病を持っている可能性があることを認識しています。
- 8 譲渡個体が飼養困難になった際には後継人がいます。
- 9 飼養にあたり同居する家族全員の同意が得られています。
- 10 顔写真入り身分証明書及び納税証明書及び所得証明書を提出します。
- 11 譲渡後の飼養状況の報告を1週間後、1カ月後、2カ月後、6カ月後、1年後に協議会へ行きます。
- 12 やむを得ず新たな飼い主へ譲渡した場合は、速やかに譲渡完了報告書を協議会へ提出します。
- 13 協議会の必要な確認に対し、協力致します。